

I - 3 釣竿の表示に関する公正競争規約

公正競争規約	施行規則
<p>(目的) 第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、釣竿の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規約において「釣竿」とは、グラスロッド、カーボンロッド、複合ロッド(竹を主材料として製造した釣竿を除く。)であつて、釣竿の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)において定めるものをいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、釣竿を製造して販売する事業者、輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者をいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項各号に規定するものをいう。</p> <p>(必要表示事項) 第3条 事業者は、釣竿に添付するもの又はこれらの容器若しくは包装に次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明りように一括して表示しなければならない。</p> <p>(1) 釣竿の使用材料別名称表示 (2) 使用材料 (3) 規格 長さ 自重 仕舞寸法 継数 先径 元径 鍾負荷 (4) 事業者の住所及び氏名又は名称 (5) 原産国名 (6) 安全使用に関する注意事項</p>	<p>(使用材料別名称) 第1条 釣竿の表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第1項に規定する「釣竿」とは次に定めるものをいう。</p> <p>(1) 「グラスロッド」とは、グラス繊維を50%以上使用して製造したものの。 (2) 「カーボンロッド」とは、カーボン繊維を50%以上使用して製造したものの。 (3) 「複合ロッド」とは、複数の材料を組み合わせて製造したもので、前二号に該当しないもの。</p> <p>2 前項に掲げる含有率の計測方法は、使用繊維のみの体積比によるものとする。</p> <p>(これらに準ずる事業者) 第2条 規約第2条第2項に規定する「これらに準ずる事業者」とは、他の製造業者に製造委託した釣竿について自己の商標又は名称を表示して販売する事業者及び同項の釣竿を製造して販売する事業者又は輸入して販売する事業者と総代理店契約その他特別の契約関係にある事業者であつて、これらの事業者と実質的に同一の事業を行っているものと認められる者をいう。</p> <p>(使用材料別名称の表示基準) 第3条 規約第3条第1号に規定する「釣竿の使用材料別名称」に関する表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該釣竿がグラスロッドである場合は、「グラスロッド」と表示する。 (2) 当該釣竿がカーボンロッドである場合は、「カーボンロッド」と表示する。 (3) 前2号に該当しないものは、「複合ロッド」と表示する。</p> <p>(使用材料) 第4条 規約第3条第2号の「使用材料」は、釣竿に使用している繊維の種類を表示するものとする。</p> <p>2 使用繊維は含有率を併せ表示するものとする。</p>

(規格)

第5条 規約第3条第3号に規定する「規格」は、次のとおりとする。

(1) 長さ

釣竿の長さは振り出したとき又は継いだときの長さとし、その誤差の範囲は、+2cm、-1cm×嵌合数とする。

(2) 自重

釣竿の自重については、釣竿本体(ガイド、金具、糸、塗料を含む。)の重量とし、その誤差の範囲は表示された重量の+5%以内とする。

(3) 仕舞寸法

釣竿の仕舞寸法は、仕舞後の長さ(上栓及びガイドキャップは含まない。)(並継の釣竿については、一番長いものの長さ。)とし、その誤差の範囲は+3%以内とする。

(4) 継数

釣竿の継数については、その本数を表示するものとする。

2 汎用竿については、先径、元径、錘負荷の表示を省略することができる。

(事業者の住所及び氏名又は名称)

第6条 規約第3条第4号に規定する「事業者の住所及び氏名又は名称」の表示については、事業者の住所及び氏名又は名称(法人にあっては、その名称)を表示するものとする。

(原産国名の表示基準)

第7条 規約第3条第5号に規定する「原産国名」に関する表示基準は、次のとおりとする。

(1) 原産国とは、釣竿本体の製造が行われた国をいう。

(2) 外国で製造されたものにあつては、「原産国」又は「製」と表示する。

(3) ロッド本体を外国で製造し、これを我が国に輸入して国内でガイド取付け、糸巻、塗料等の行為を行った場合には、原産国名を表示するほか、材料加工付属品等に関する説明を併記する。(例えば「製。この製品は日本で製造されたガイド及びリールシートを使用しております。」)

注) は国名

(カタログの必要表示事項)

第4条 事業者は、カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りように表示しなければならない。

- (1) 事業者の住所及び氏名又は名称
- (2) 種別及び品名
- (3) 規格
- (4) 保証書を添付している場合はその旨
- (5) カatalogの作成時期
- (6) カatalogの内容についての問い合わせ先
- (7) 安全使用に関する注意事項

(4) 国産品については、「国産」又は「日本製」と表示する。ただし、「国産」、「日本製」に代えて、「株式会社製造」、「製造元株式会社」又は「製造者株式会社」と表示することができる。

注) は会社名

(5) 原産国に関する表示は、事業者の住所及び氏名又は名称の表示と同一視野に入る場所に、容易に抹消又は訂正されない方法により、明りように表示しなければならない。

(安全使用に関する注意事項)

第8条 規約第3条第6号に規定する「安全使用に関する注意事項」については、「釣竿における公正マークの使用及び基準に関する規則」に定めるところにより、釣竿本体に表示するものとする。

2 釣竿の販売時に添付する取扱説明書等に、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における注意事項を表示するものとする。

(事業者の住所及び氏名又は名称)

第9条 規約第4条第1号に規定する「事業者の住所及び氏名又は名称」は、カタログを作成する事業者について表示する。

なお、商標及び社名略称を併せて表示するときは、事業者の氏名又は名称を表示したものとみなす。

(種別及び品名)

第10条 規約第4条第2号に規定する「種別」とは、「アユ竿」、「磯竿」、「投竿」、「へら竿」、「汎用竿」等当該釣竿が対象とする漁種(対象釣り)をいう。

2 規約第4条第2号に規定する「品名」とは、事業者が釣竿について通常使用している呼び名(例えば、磯、へら、アユ、投等)、品番、愛称その他これらに準ずるものをいう。

(規格)

第11条 規約第4条第3号に規定する「規格」とは、品目別に釣竿の「全長(m)」、「継数(本)」、「仕舞寸法(cm)」、「自重(g)」、「先径(mm)」、「元径(mm)」、「鍾負荷」等を表示するものとする。

なお、鍾負荷は、釣竿の性能上必要なものに適用する。

(カタログの作成時期)

第12条 規約第4条第5号に規定する「カタログの作成時期」は、次の例により表示する。

例1 発行年月日 昭和 年 月 日

例2 昭和 年 月作成

例3 「このカタログの記載内容は、昭和 年 月現在のものです。」

2 カタログの作成時期の表示に当たっては、カタログの裏表紙に相当する紙面の右下に、写植14級(10ポイント活字)以上の文字で、かつ、目立つ方法(例えば肉太、白抜)で表示するものとする。

(問い合わせ先)

第13条 規約第4条第6号に規定する「カタログの内容についての問い合わせ先」は、保証の内容その他カタログの内容についての問い合わせ先を次の例により表示する。

例 「このカタログの内容についてのお問い合わせは、お近くの販売店にご相談ください。もし、販売店でお分かりにならないときは、当社におたずねください。」

(安全使用に関する注意事項)

第14条 規約第4条第7号に規定する「安全使用に関する注意事項」については、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項を表示するものとする。

(特定用語の表示基準)

第5条 事業者は、釣竿の品質、性能等に関し、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

(1) 永久を意味する用語

「永久」、「永遠」、「絶対に折れない」等永久に持続することを意味する用語は使用できない。

(2) 完全を意味する用語

「完全」、「完ペキ」、「パーフェクト」、「絶対的」、「100パーセント」、「万

全」等全く欠けるところがない意味の用語は、断定的に使用することができない。

(3) 安全を意味する用語

「安全」、「安心」等安全性を強調する用語は、断定的に使用することができない。

(4) 最上級を意味する用語

「最高」、「最高級」、「超」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記した場合を除き、使用することができない。

(5) 優位性を意味する用語

「世界一」、「日本一」、「第一位」、「当社だけ」、「ナンバーワン」、「いちばん」、「トップでゆく」、「他の追随を許さない」、「抜群」、「画期的」、「理想的」等優位性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記した場合を除き、使用することができない。

(特定事項の表示基準)

第6条 事業者は、釣竿に関し、次の各号に掲げる方法によつて表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

(1) 写真、イラスト

写真又はイラストを新聞、雑誌に表示する場合は、種別及び品名を表示するほか、できる限りの具体的な説明を記載する。

(2) 競争銘柄との比較表示

ア 品質、性能、取引条件等について他社製品との比較表示をする場合は、具体的な事実に基づく数値を用い、その根拠を明示する。

イ 自社既往製品との比較表示をする場合は、自社製品であること及び比較の対象となる品名を明示する。

(3) 賞、推奨等を受けた旨を表示する場合には、これらを受けた時期及び授賞者、推奨者等の氏名又は名称を表示するものとし、更に賞については、授賞した展示会等の名称を表示するものとする。

(不当表示の禁止)

第7条 事業者は、釣竿に関して次の各号に掲げる表示をしてはならない。

(1) 規約第3条から第6条までに規定す

(不当表示の種類)

第15条 規約第7条各号の規定による不当表示の種類を例示すれば、次のとおりである。

る事項についての虚偽又は誇大な表示で、一般消費者に実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると誤認されるおそれがある表示。

- (2) 釣竿の使用材料について実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示。
- (3) 原産国について誤認されるおそれがある表示。
- (4) 客観的な根拠によらないで特選、極上、最高級等の文言を使用することにより、当該釣竿が特に優良であると誤認されるおそれがある表示。
- (5) 賞でないものが賞であると誤認されるおそれがある表示。
- (6) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該釣竿について受けたものであると誤認されるおそれがある表示。
- (7) 製造技術その他製品の優秀性又はその事業者の信用状態について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優位にあると誤認されるおそれがある表示。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、釣竿等の内容又は取引条件について誤認されるおそれがある表示。

第8条（削除）

（公正取引協議会の設置）

第9条 この規約を適正に施行するため、全国釣竿公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という）を設置する。

2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者又は事業者の団体をもつて構成する。

（公正取引協議会の事業）

第10条 公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約で定めた表示に関する規定に基づいて、その基準を設定すること。
- (4) この規約の遵守状況の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する疑いのあ

(1) グラスロッドについて「カーボンロッド」等の表示。

(2) 「永久に使えます」、「永遠に使えます」、「いつまでも使えます」等の表示。

(3) 原産国について、輸入品であるにもかかわらず「日本製」等の表示又は日本製と誤認されるマーク若しくは名称の使用。（例えば「日の丸」のマーク、「大和」という名称）。

(4) 客観的な根拠によらないで使用材料別名称等についての「特選」、「極上」、「最高級」、「純」等の表示。

(5) 自己の取り扱う商品が客観的な根拠によらないで他社の商品より優位であると誤認されるおそれがある「当社だけ」、「ナンバーワン」等の表示。

る事実の調査に関すること。

- (6) この規約に違反した者に対する措置に関すること。
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反に防止に関すること。
- (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (9) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (10) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第 11 条 公正取引協議会は、第 3 条から第 8 条までの規定又は第 14 条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。

- 2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。
- 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、10 万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第 12 条 公正取引協議会は、第 3 条から第 8 条までの規定又は第 14 条の規定に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、当該違反行為を行つた事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨及び当該違反行為、又はこれに類似する違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。

- 2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100 万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 公正取引協議会は、前条第 3 項又は前 2

項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもつて公正取引委員会に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第 13 条 公正取引協議会は、第 11 条第 3 項又は前条第 2 項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から 10 日以内に、公正取引協議会に対して文書をもつて異議の申立てをすることができる。

3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

4 公正取引協議会は、第 2 項に規定する期間中に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(規則の制定)

第 14 条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。

2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

3 公正取引協議会は、規約及び第 1 項により定めた施行規則の運用について必要があるときは、細則及び運営要領を定めることができる。この細則又は運営要領を定め、変更し、又は廃止したときは、公正取引委員会に届け出るものとする。

附 則

1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があつた日(平成 19 年 9 月 11 日)から施行する。

2 この規約の変更の施行前において事業

附 則

1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があつた日(平成 19 年 9 月 11 日)から施行する。

2 この規則の変更前に事業者が行った行

者が行った行為については、なお従前の例による。

為については、なお従前の例による。